

保護者の皆様へ

門真市こども部
保育幼稚園課長

3月22日（火）以降の市内保育所等の対応について

平素は、本市の教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

門真市では、今般の新型コロナウイルスのオミクロン株のまん延による感染急拡大に伴い、保護者の方が仕事を休まれる場合や育児休業中の方、家族や親族の協力等により家庭での保育が可能な方に対して家庭保育協力を要請してまいりました。

この度、3月21日（月）をもって大阪府におけるまん延防止等重点措置が解除されたところではありますが、各施設の状況も考慮した結果、3月31日（木）まで家庭保育協力を要請し、4月1日（金）以降について、「通常通り開園」することとします。

※ 市内民間保育施設についても、同様の対応を要請しております。

記

1. 3月22日（火）から3月31日（木）までの間の対応

「家庭保育協力を要請したうえで開園します。」

3月22日（火）から3月31日（木）までの間、保護者の方が仕事を休まれる場合や育児休業中の方、家族や親族の協力等により家庭での保育が可能な方に対して家庭保育協力を要請することとします。また、この期間に保育所等に登園していない場合は、その日数の利用者負担額（保育料）を減額することとします。

2. 4月1日（金）以降の対応

「通常通り開園します。」

ただし、感染拡大防止の観点から、お仕事がお休みの日等、家庭で保育が可能な方については、出来る限り家庭での保育にご協力願うこととしますが、任意の欠席については、利用者負担額等の日割り対象になりません。

3. 健康観察の実施及び感染防止の徹底について

毎朝、必ず家庭にて園児及び保護者の体温を測定し、熱や風邪症状、また体調不良があるなど普段と様子が違う場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いすることがあります。

また、保護者の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの実施、三密の回避など、引き続き、感染防止の徹底をお願いいたします。

なお、別紙に該当する場合には、登園停止等となりますので、必ずご確認ください。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、上記1～3については、必要に応じて変更が生じる場合があります。

【お問い合わせ先】

門真市中町1番1号

門真市こども部保育幼稚園課

電話 06-6902-6757（直通）

【別紙】新型コロナウイルス感染症に伴う園児の登園可否判断について（4月1日以降）

区分	対応
①新型コロナウイルス感染者が発生したことにより臨時休園（施設閉鎖）する場合	臨時休園の間は、登園停止となります。
②園児が新型コロナウイルスに感染した場合	保健所が指定する療養解除日までの間は、登園停止となります。 ※保護者との協議・同意により園から登園を控えるよう要請した場合は、療養解除日の翌日から登園するまでの間を含む。
③園児が濃厚接触者に該当した場合	原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から7日間は登園停止となります。（PCR検査等を受けない場合も同様）
④濃厚接触者ではないが、陽性者と一定の接触があり健康状態の把握が必要な者がPCR検査等を受ける場合	判明した日からPCR検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。
⑤園児が保健所又は医療機関等の指示によりPCR検査等を受ける場合（第一感染者の疑い）	判明した日からPCR検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。
⑥園児の同居家族等が濃厚接触者に該当しPCR検査等を受ける場合	判明した日から同居家族等のPCR検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。（PCR検査等を受けない場合は、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。）
⑦園児の同居家族等が保健所又は医療機関等の指示によりPCR検査等を受ける場合（第一感染者の疑い）	判明した日から同居家族等のPCR検査等の結果、陰性が確認されるまでの間は、登園停止となります。
⑧園児や園児の同居家族等に発熱等の症状がある場合	解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間は、登園停止となります。
⑨同居家族等の職場・学校等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合	判明した日から濃厚接触者が特定されるまでの間は、家庭での保育をお願いします。

※PCR検査等には、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症に係る検査を含みます。

※上記のいずれかに該当した場合やお子様や同居のご家族で発熱が続いている等、体調不良等の情報がありましたら、早急に各園に提供していただくよう、ご協力をお願いいたします。